

【新株予約権の行使に関する調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この調書は、法第228条の2に規定する新株予約権の行使に関する調書について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、法第228条の2に規定する新株予約権（以下この表において「新株予約権」という。）の行使をした日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - (2) 「種類」の欄には、普通株式のように記載すること。
 - (3) 「株式数」の欄には、その新株予約権の行使により交付をした株式の数を記載すること。
 - (4) 「1株当たりの権利行使価額」の欄には、その新株予約権の行使に際して払い込まれるべき額を当該新株予約権の行使により交付をした株式の数で除して計算した金額を記載すること。
 - (5) 「権利行使時の払込金額」の欄には、その新株予約権の行使に際して払い込まれるべき額を記載すること。
 - (6) 「新株予約権の払込金額」の欄には、その新株予約権の行使があった当該新株予約権の発行又は割当てに係る払い込まれるべき額を記載すること。
 - (7) 「発行決議日」の欄には、その新株予約権に係る会社法第238条第2項の決議（同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む。）若しくは同法第322条第1項の決議（同条第2項の規定による定款の定めがある場合にあっては、その新株予約権の発行又は割当てに係る決定をした取締役会の決議又は取締役の決定）又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第64条の規定による改正前の商法第280条ノ21第1項の決議をした年月日を記載すること。
 - (8) 「権利行使日における1株当たりの株式の価額」の欄には、その新株予約権の行使をした日における1株当たりの株式の価額を記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。